

「国が実施する統計調査に関する提案募集」
(2025年12月5日公表分)

No	調査名	提案内容	担当府省	対応方策
1	国勢調査	インターネットで今回の国勢調査に回答済みです。 誕生した年は西暦と元号の選択になっていましたが、現住所などの設問では元号のみが表記されていました。当然ながら、いずれも元号だけでなく、西暦も併記すべきです。	総務省	この度は、国勢調査に御回答いただきありがとうございます。 今回いただいた御提案の内容も踏まえ、次回調査に向けて検討してまいります。
2	国勢調査	本調査には人件費が約500億円、その他が約200億円と報道されておりました。同時に調査員の不足などの諸問題も指摘されておりますが、調査方法についてはかなり改善の必要があるのではないのでしょうか？ 例えば まず、ネットでの調査を実施し、未回答世帯に調査票を郵送して回答を収集する。残った世帯にだけ調査員を派遣する。 全体のコントロールは現在より煩雑化するかも知れませんが、全体としては、人件費は大幅に削減できるはずです。 ネットの利用は今後も益々広がって行くはずですから。 5年に一度ですから、実施に半年掛かっても許容できるのではないのでしょうか。	総務省	この度は、国勢調査の調査方法について御提案いただき、ありがとうございます。 インターネットでの回答を先行して受け付け、未回答の世帯に紙の調査票を配布する調査方法は、平成27年国勢調査において実施しておりますが、調査事務の複雑化など課題があったことから、令和2年調査以降は現在の方法により調査を実施しているところです。 次回調査に向けては、この度の御提案や令和7年国勢調査の実施状況も踏まえ、引き続き、時代に即した調査方法について検討を進めてまいります。
3	国勢調査	国勢調査の調査員をしている者です。 国勢調査の調査票の配布及び未提出者への督促について自治体判断で対面ではなく、ポストに投函する方法でも差し支えないという方法に変えていただきたいです。 理由は次のとおりです。 1つ目は、日中も夜間も働いている方も多く訪問しても留守なことが多い。また、日中自宅にいても不審者だと思われ居留守を使われるので手渡しできない。 2つ目は、未回答世帯の分を周辺住民に聞き取ることは、不可能です。国勢調査の法律が作られた時代はそれでも対応できたかもしれませんが、今は周りの住民のことを知らない人がほとんどですし、近所の家の人の個人情報を守る人はほぼ居ないのではないのでしょうか。 もちろん対面でなければ居住実態を確認できないというご主張もあるかと思いますが。 ですが、詐欺や強盗・不審者と疑われ、罵倒されながら国勢調査をする中で、今の時代に合わせた方法で調査ができないのかと思った次第です。	総務省	この度は、令和7年国勢調査の調査員として調査活動に御尽力いただき、厚く御礼申し上げます。 国勢調査は、我が国における全ての人・世帯の実態を把握するために実施する最も重要な統計調査であり、調査員が各世帯を実地に訪問し、調査時点における居住状況を確認した上で調査書類を配布する必要があります。調査員の皆様には御負担をおかけしているところです。 その上で、今回の調査では、オートロックマンションや単身・共働き・外国人世帯の増加、調査員の高齢化・なり手不足と言った調査環境の変化を踏まえ、市町村の実情に応じて、調査員が世帯と面談せずとも、居住確認ができた時点で調査書類を郵便受けにポストインすることを可能としたほか、調査員が把握する調査事項の廃止やインターネット回答の更なる促進、外国人向けリーフレットの作成などにより、調査員の皆様の負担の軽減を図ってまいりました。 また、一部の地域においては、マンション管理会社などに世帯の居住状況を確認した上で、郵送で調査書類を配布できる仕組みを試行的に導入するなど、新たな調査手法の導入も進めてまいりました。 次回調査に向けては、この度の御提案や令和7年国勢調査の実施状況も踏まえ、引き続き、時代に即した調査方法について検討を進めてまいりますので、今後とも国勢調査への御支援の程よりしくお願い申し上げます。

(2026年3月26日公表分)

No	調査名	提案内容	担当府省	対応方策
1	国勢調査	【国勢調査の効率化と「人件費・郵送費」の抜本的削減案】 国勢調査の窓口業務に従事した際、多額の予算投入に対する不満、直接配布の非効率さや、その他含め、現場でのトラブルを痛感したため、改善を提案します。 【現状の課題と無駄】 全世帯への一律な訪問・配布体制は、現代のライフスタイルにおいて極めて非効率です。特に、膨大な数の調査員を動員する「人件費」が最大のコストとなっており、配布間違いや、不在時のポスティングによる防犯上のリスクも深刻な課題です。 【改善案：ハガキによる段階的調査と対象外世帯の把握】 ● 返送可能な「選択型ハガキ」の全戸郵送 全世帯に、回答用QRコードとID・PWを記載した圧着ハガキを郵送します。このハガキを「一次選別」のツールとして活用します。 ● ハガキに「対象外」の選択肢を設置 ハガキの回答項目に以下を設けます。 ・ ネットで回答する ・ 紙の調査票を希望する ・ 対象外（事業所、倉庫、空き家等） 特に、事業所への誤配布によるクレームは現場でも多く、ハガキ段階で「対象外」と申告できる仕組みを作ることで、無駄な再訪問や、元主の手間と言ったトラブルを防ぎます。 ● 徹底した人件費の削減 「ネット回答」およびハガキで「対象外」と判明した世帯には、調査員が訪問する必要をなくします。紙を希望する世帯のみに絞って対応することで、調査員の数と動員時間を大幅に減らし、最大コストである人件費を抑制します。 ● 進捗状況の可視化による効率化 ネット上で世帯IDごとの回答状況（回答済／未回答／対象外）を地図上で公開します。これにより、調査員が「どこに行くべきか」を即座に判断でき、無駄な巡回を根絶します。 【期待される効果】 ・ 調査員動員数カットによる、数億円単位の人件費削減。 ・ 紙資源の節約と、事業所等の把握による苦情の減少。 ・ 「知らない人の訪問」を避け、公共料金同様の「ハガキ通知」にすることで国民の信頼と回答率を向上。 【最後に】 この様な提案は、多かったのではと思いますが、あえて一国民の意見としてお伝えします。 テクノロジーが進化した今、足を使った全戸配布という手法は限界にきています。予算を適切に配分し、より正確で効率的な調査体制へ刷新されることを強く期待します。	総務省	この度は、国勢調査の調査手法について御提案いただき、ありがとうございます。 国勢調査は、我が国における全ての人・世帯の実態を把握するために実施する最も重要な統計調査であり、調査員が各世帯を実地に訪問し、調査時点における居住状況を確認した上で調査書類を配布する必要があります。そのため、現在の方法により調査を実施しているところです。 その上で、一部地域においては、マンション管理会社などに世帯の居住状況を確認した上で、郵送で調査書類を配布できる仕組みを試行的に導入するなど、新たな調査手法の導入を進めてまいりました。次回調査に向けては、この度の御提案や令和7年国勢調査の実施状況も踏まえ、引き続き、時代に即した調査方法について検討を進めてまいりますので、今後とも国勢調査への御支援の程よろしくお願い申し上げます。

(2026年4月24日公表分)

No	調査名	提案内容	担当府省	対応方策
1	ベアの上昇率に関する統計調査	ベアの上昇率に関する年単位の推移が確認出来る統計調査の必要を提案したいと考えています。 管見の限り直接にこれを確認出来る資料が見当たらなかった次第ではございますが、もし既に公表されておられましたら申し訳ございません。	厚生労働省	この度は、国が実施する統計調査についてご提案いただき、ありがとうございます。 ご提案いただきました内容につきまして、中央労働委員会が実施・公表しております「賃金事情等総合調査」をご参照いただけますようご案内いたします。 本調査では、労働者一人平均の賃金改定率およびベースアップ（ダウン）分を毎年公表しており、各年の数値を比較することにより、年単位での推移をご確認いただくことが可能でございます。 https://www.mhlw.go.jp/churoi/chingin/（賃金事情等総合調査の概要） 該当数値が記載されている表につきましては、下記のとおりとなっております。 ・平成11年、14年、15年：第17表 ・平成12年、13年、17年：第16表 ・平成16年：第19表 ・平成18年、19年、21年：第11表 ・平成20年：第10表 ・平成22年～24年：第9表 ・平成25年、27年、30年：第9-2表 ・平成26年、28年、29年、令和元年以降：第8-2表 なお、上記の数値につきましては、本調査の対象企業（原則として資本金5億円以上かつ労働者1,000人以上の企業のうち、中央労働委員会が労働争議の解決に向けて行うあっせん、調停等の参考とするための情報を収集することを目的として選定したもの）の中で、労働者一人平均の賃金改定率及びベースアップ（ダウン）分について回答があった企業のベア上昇率を単純平均したものとなっております。

(2026年6月24日公表分)

No	調査名	提案内容	担当府省	対応方策
1	人口動態統計	死亡票において、死亡診断書と死体検案書を識別できるような項目をお願いしたい。	厚生労働省	調査項目の追加に当たっては、 ・項目を追加することの政策的合理性・必要性 ・調査受託者の事務負担の増加 を精査する必要があるとともに、自治体が所有するシステムを含め、システム改修予算等の確保も必要となることから、現時点において、困難と考えます（なお、過去において他の調査項目の追加・変更に係るシステム改修予算の確保ができなかった経緯があります）。 （※）人口動態調査の死亡票は、戸籍法により届け出られた届書を基に市区町村にて、戸籍情報システムに入力された届出情報から人口動態調査に必要なデータを人口動態調査事務システムにて取得し、人口動態調査票を作成。したがって、人口動態調査において調査事項の変更をするためには、 ・人口動態調査事務システム（所有：市区町村） ・人口動態オンライン報告システム（所有：厚生労働省） ・人口動態調査票データの処理をしているシステム（所有：厚生労働省） 等、複数のシステムの改修が必要。

(2026年7月13日公表分)

No	調査名	提案内容	担当府省	対応方策
1	法人企業統計調査	件名：法人企業統計調査におけるオンライン回答のログイン導線の改善提案 理由・内容： 財務省が実施する「法人企業統計調査」のオンライン回答システムにおいて、ログインの仕様および導線に著しい不備があり、民間企業の回答工数を著しく阻害しています。政府全体でデジタル化および行政手続の効率化・負担軽減を推進している中、速やかに以下の改善を行うよう、総務省から財務省への指導・統一を求めます。 1. IDおよび初期パスワードの印字場所の統一 他省庁（総務省、経済産業省等）の各種統計調査では、郵送書類の目立つ1箇所に「ログインID」と「初期パスワード」がセットで明記されているのが共通の仕様です。しかし、財務省の調査ではこれらが書類内の離れた場所に別々に印字されており、見落としや探索による多大な時間を要しています。他省庁と同様に、書類上の1箇所に集約して明記させるよう共通ルールを徹底してください。 2. 調査種別（年次・四半期）の自動判別、または書類への明記 現在、オンライン回答を行う際、回答者側が「年次別調査」か「四半期別調査」かを主体的に判断してIDを選択・入力しなければならない仕様になっています。調査を依頼されている側（民間企業）が、なぜシステムの仕様に合わせて不必要な判断や判別業務を強いられなければならないのか理解に苦しみます。システム側で入力されたIDから自動判別するか、もしくは送付書類に「どちらの調査のIDであるか」を一目でわかるよう明記させるべきです。 改善による効果： 不親切なUI/UXによる回答者の混乱や無駄な作業工数を削減し、統計調査への協力スムーズ化および回収率の向上に寄与します。 民間企業に「統計調査の回答負担」というコストを強いている自覚を持ち、他省庁の手本となる親切的な導線への即時改修を、強く要請いたします。	財務省	1. IDおよび初期パスワードの印字場所の統一 この度は法人企業統計調査にご協力いただき、誠にありがとうございます。オンライン回答システムにおけるログインIDおよび初期パスワードの印字場所について、ご指摘の通り、他の統計調査においてはセットで記載されているものもあると承知しております。視認性向上の観点も踏まえ、回答者の負担軽減となるよう、ログインID等の印字場所及び案内方法の改善については引き続き検討してまいります。 2. 調査種別（年次・四半期）の自動判別、または書類への明記 法人企業統計調査においては、年次別調査および四半期別調査ごとに認証情報が管理されていることから、それぞれ別のIDを用いてログインしていただく仕様となっております。これは、異なる調査間での誤回答等を防止し、適切なデータ管理を行う観点から設けているものです。現状、IDによる調査種別の自動判別はできませんが、ご指摘の通り、回答時の分かりやすさの向上は重要な課題であると認識しておりますので、ログインID等の案内方法の改善については引き続き検討してまいります。

(2026年9月28日公表分)

No	調査名	提案内容	担当府省	対応方策
1	経済 センサス 活動調査	令和8年経済センサス活動調査の調査員作業をした者ですが 調査票の事で伺いたいです 調査票を持って会社を訪問すると、調査票に記載されている会社とは異なる、別の法人になっている会社が多数あった 国税庁法人番号で調べると、平成29年～令和6年の間に移転している会社が多かった 調査票を印刷する前に国税庁法人番号で調べる事はしないのですか？ 全国のをやるのは作業が膨大過ぎて無理でしょうか？ 次回の時は直って居るとありがたいです	総務省	この度は、令和8年経済センサス-活動調査の調査員業務にご尽力いただき、誠にありがとうございます。 経済センサス-活動調査は、事業所及び企業の経済活動の実態を把握するため、実際に事業活動が行われている所在地を基に実施しております。 一方、ご指摘の国税庁の法人番号公表サイトに掲載されている情報は登記上の所在地であり、必ずしも実際に事業活動が行われている所在地とは一致しません。 このため、調査対象情報の整備に当たっては、法人番号公表サイトの情報のみではなく、直近の各種統計調査の結果や行政記録情報等を活用しております。 しかしながら、その後の移転や法人情報の変更等により、訪問時点の状況と一致しない場合がございます。 ご指摘のとおり、こうした相違は調査員及び報告者双方の負担につながることから、いただいたご意見も参考にしながら、引き続き調査対象情報の整備及び最新化に努めてまいります。